

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日がと日には、休日は、その日には、  
當日の翌日)

## 鳥取県告示第四百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、箕面屋土地改良区の定款の変更を平成七年六月十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業恩志第一地区農業用用排水及び農道整備）を平成七年六月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業天津地区暗きよ排水、農業用用排水、農道整備及び区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成七年六月二十三日

## 鳥取県告示第四百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を平成七年六月十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

告 示

目 次

### ◇告示

土地改良区の定款の変更の認可（二件）（農村整備課）

土地改良事業の認可（二件）

県営土地改良事業計画の変更（二件）

土地改良事業の工事の完了（二件）

土地収用法による事業の認定（二件）（管理課）

### ◇選管告示

政治活動のために寄付を受け、又は支出することができない政治団体

国 府 町	岩 美 町	鳥 取 市	事業主体
農村総合整備モデル事業	西伯町役場及び会見町役場	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百三十二条の二第一項の規定に基づき、	土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日より翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日より翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日より翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日より翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
農村総合整備モデル事業	西伯町役場及び会見町役場	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百三十二条の二第一項の規定に基づき、	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百三十二条の二第一項の規定に基づき、
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日より翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日より翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日より翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日より翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第四百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百三十二条の二第一項の規定に基づき、次とのおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成7年6月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成7年6月21日から21日間

## 三 縦覧に供する場所

西伯町役場及び会見町役場

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日より翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第四百九十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) 第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成7年6月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一起業者の名称

郡家町

## 二 事業の種類

郡家町総合福祉施設多目的広場整備事業

## 三 起業地

1 収用の部分 八頭郡郡家町大字下門尾字三ツ井手地内

2 使用の部分 なし

## 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

八頭郡郡家町大字郡家四九三

郡家町役場

## 鳥取県告示第四百九十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) 第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成7年6月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一起業者の名称

大山町

二 事業の種類	
農業集落排水事業稻光・平田地区処理施設建設事業	
三 起業地	西伯郡大山町平田字登り上り地内
1 収用の部分	西伯郡大山町国信五五〇一一
2 使用の部分	なし
四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所	大山町役場

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

平成七年六月二十三日

## 鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、平成七年四月一日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

## 選挙管理委員会告示

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
黒見哲夫後援会	和田卓一郎	渡辺淳	境港市渡町一二〇七一八
心豊かで公正な市政を築く会	遠藤勝美	遠藤治郎	境港市財ノ木町五二一
青木俊一後援会	山本昭夫	浜本克己	鳥取市伏野一〇三三
香川晃後援会	西村憲治	山上克文	倉吉市上古川一六三
清水章夫後援会	田中良夫	倉吉市福庭三六五	
竹田哲男後援会	瀬尾学	朝倉一郎	東伯郡関金町大字泰久寺六六三
和田進後援会	岩本富美男	西伯郡智頭町大字南方一一八三	
宇田川弘後援会	木山文	西伯郡淀江町大字佐陀五二一	
加藤弘文後援会	加藤久江	西伯郡大山町安原二七二	
田中邦男後援会	生本清	日野郡溝口町大坂五九一	
田中宏後援会	福間一郎	倉吉市西倉吉町二五一一五	
天主会	河野容子	河野仁之	
	河野容子	河野仁之	